

石岡市立小学校におけるいじめ重大事態の調査報告書について

1.概要

令和5年5月、石岡市立小学校の6年生女子児童の保護者から、3年生のときに同級生からいじめを受け、その後も解消されないまま進級、現在も孤立している様子が見られ、自殺企図の心配もある旨の相談がなされた。

令和5年6月から登校できない状態となり、同年8月、本件小学校より、「いじめの重大事態発生報告書」が提出され、同年9月付本市教育委員会の諮問を受けて、第三者委員会であるいじめ問題対策委員会が、いじめ発生の原因と、再発防止策を検討・調査し、令和6年5月に調査報告書が提出された。

これに対し、被害児童保護者の報告内容に対する意見書を受け、6年次の事案についての追加調査が行われ、令和7年5月に追加調査報告書が提出された。

2.調査の目的

発生したいじめの重大事態について、速やかに事実関係を明確にし、また、同種の事態の再発防止につなげるために調査を行う。

3.調査報告書（令和6年5月28日）の概要

(1) いじめに該当する行為

- ・3年次 無視をする、上履きを隠す、暴力と評価しうる行為等 8件
- ・4、5年次 顔を覗き込まれたり、にらまれたりしたこと等 3件

(2) いじめに該当すると認定することが困難な行為

- ・6年次 班決めで、被害児童がグループを作れずにいたところ、加害児童にクラスメイトの前で「私がやるよ」と発言されたこと
顔を覗いてやっほーと言われたこと の2件

(3) 学校への提言

①いじめ防止に向けた組織体制の見直し

- ・資料の保管 ・情報の共有と組織的対応の重要性 ・若手教員の支援体制の充実
- ・記録の取り方の研修

②いじめ防止対策に関する共通理解の必要性

(4) 市への提言

- ・資料保管の取り決め ・特定事案に関する相談の取扱い ・継続した支援体制の確立

4.追加調査報告書（令和7年5月28日）の概要

(1) 追加調査を行った理由

被害児童及び保護者から、「6年次の行為のいじめの有無」等について、意見書が出され、追加調査を行った。

(2) いじめに該当する行為

- ・ 班決めの際に、加害児童の「私がやるよ」の発言に対し、周囲にいた児童が「さすが」等と発言したこと（行為②）

(3) いじめに該当すると認定することが困難な行為

- ・ 班決めの際に、加害児童がクラスメイトの前で自分が「同じグループになる」という趣旨の発言したこと（行為①）
- ・ 顔をのぞいてやっほーと言われたこと（行為③）

(4) 学校への提言

調査報告書の提言に加え、新たに「環境の変化への居場所づくり」が提言された。

(5) 市への提言

調査報告書と同様の提言がされた。

5.市教育委員会の対応

(1) 本事案発生の直後から、学校に次の指導を行い、いじめ防止策の徹底を図っている。

- ・ 市内各小中学校に、児童生徒の高校卒業時までアンケートや記録等の保管を指導
- ・ 市教育支援センター開設に伴う、特定事案にも対応可能な専門性のある相談員の配置
- ・ 各中学校区で、管理職部会や生徒指導部会での連携による継続した支援体制の確立

(2) 今後の対応

- ・ 学校におけるいじめの早期発見と早期対応の体制のより一層の強化
- ・ 「いじめ防止のための学習プログラム」の活用、実践によるいじめの未然防止

6.教育長コメント

石岡市立小学校において、心身の苦痛が生じるいじめの重大事態が発生いたしました。

本件いじめ事案により、被害児童および保護者の皆様に多大な心身の苦痛を与える結果となりましたこと、また、市民の皆様にもご心配をおかけしましたことに対しまして心よりお詫び申し上げます。

市教育委員会としては、再発防止に向けて全力で取り組み、児童生徒が安心して学べる学校づくりに取り組んでまいります。